

野田市条例第３２号

野田市野生動植物の保護に関する条例

（目的）

第１条 この条例は、本市における生物の多様性のシンボルであるコウノトリに代表される野生動植物が生息し、又は生育できる良好な自然環境の保護及び再生に関する市及び市民等の責務等を定めることにより、市内の野生動植物の保護を図り、もって自然環境の保護及び再生の取組を推進し、豊かな自然環境を将来の子どもたちに継承することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好環境 野生動植物が生息し、又は生育できる良好な自然環境をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（市の責務）

第３条 市は、良好環境の保護及び再生のために必要な施策の実施に努めなければならない。

（市民等の責務）

第４条 市民等は、豊かな自然環境を将来の子どもたちに継承するため、野生動植物の保護に努めなければならない。

- ２ 市民等は、良好環境の保護及び再生に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

（遵守事項）

第５条 市民等は、市長が別に定める野生動植物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

- ２ 市民等は、野生動植物の撮影、録画又は観察（以下「撮影等」という。）をするときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 良好環境の保護及び再生に支障が生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 権限がないにもかかわらず、他人の土地に立ち入る等の行為をしないこと。

- (3) 農道での駐車その他他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

3 市民等は、市長が別に定める野生動物の撮影等をするときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が別に定める距離以内に近づかないこと。
- (2) 営巣地にあつては、みだりにカメラ等のレンズを向けないこと。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、市長が別に定める野生動物の保護に必要な事項

(助言又は指導)

第6条 市長は、良好環境の保護及び再生のために必要と認めるときは、市民等に対し、助言又は指導をすることができるものとする。

(相談及び情報提供窓口の設置)

第7条 市は、市民等からの野生動植物の撮影等に関する相談及び野生動植物に関する情報の提供を受けるための窓口を設置するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

野田市告示第 1 2 2 号

野田市野生動植物の保護に関する条例（平成 2 7 年野田市条例第 3 2 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の市長が別に定める野生動植物、同条第 3 項の市長が別に定める野生動物、同項第 1 号の市長が別に定める距離及び同項第 3 号の市長が別に定める野生動物の保護に必要な事項を次のとおり定める。

平成 2 7 年 6 月 2 9 日

野田市長 根 本 崇

- 1 条例第 5 条第 1 項の市長が別に定める野生動植物は、次のとおりとする。
 - (1) 最新の千葉県レッドリスト動物編に掲載されている野生動物であって、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、クモ類、甲殻類、多足類及び貝類に属するもの
 - (2) 最新の千葉県レッドリスト植物編に掲載されている野生植物（道路、公園、広場その他の公共の場所に生息又は生育しているものに限る。）
 - (3) やまゆり（道路、公園、広場その他の公共の場所に生息又は生育しているものに限る。）
- 2 条例第 5 条第 3 項の市長が別に定める野生動物、同項第 1 号の市長が別に定める距離及び同項第 3 号の市長が別に定める野生動物の保護に必要な事項は、次のとおりとする。

野生動物	距離	野生動物の保護に必要な事項
コウノトリ	1 5 0 メートル（ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。）	1 餌を与えないこと。 2 追いかけないこと。 3 脅かさないこと。 4 音による誘引をしないこと。 5 ストロボ等の光を発しないこと。